

# 第11回 安全保障貿易管理説明会レポート

去る2018年11月9日(金)、SEAJ 貿易専門委員会は日本真空工業会(JVIA)と合同にて『安全保障貿易管理説明会』を開催しました。

説明会は冒頭貿易専門委員会の委員長挨拶に引き続き、布野主任研究員より「安全保障輸出管理について」のご説明を戴きました。この安全保障輸出管理に関する説明会は昨年引き続き11回目となり、64名の受講者が参加されました。

日時：2018年11月9日(金) 15:00~17:00

講師：安全保障貿易情報センター(CISTEC)

布野主任研究員

場所：電設健保会館5F 講堂

## 1. 安全保障輸出管理の概要

### 1.1 安全保障輸出管理の必要性

安全保障を巡る国際環境は、英国にてロシア人元スパイの神経剤による暗殺未遂事件、北朝鮮の核実験及びミサイル発射、シリア政権による化学兵器使用、イランの核合意後もミサイル発射実験を行うなど国際秩序を覆す動きが顕在化し、また大量破壊兵器の脅威が現実化してきております。

安全保障輸出管理とは、国際社会における平和と安全を維持するため、武器そのものを含め、軍事転用可能な民生用の製品、技術などが、大量破壊兵器の開発を行っている国家やテロリスト(非国家主体)の手に渡らないよう、「貨物の輸出」「技術の提供」を管理することを指します。

### 1.2 国際レジーム及び外為法

安全保障輸出管理に係わる国際的な枠組みとしては、国際条約と国際輸出管理レジームがあり、各国が協力し安全

保障輸出管理に関する取り決めをおこなっています。

我が国の安全保障輸出管理制度は「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づいており、貨物に関しては外為法第48条に、技術に関しては同第25条に規定されています。また貨物・技術共に政令により、具体的に規制内容が定められており、貨物に関しては「輸出貿易管理令別表第1」に、技術に関しては「外国為替令別表」にそれぞれ定められています。

### 1.3 リスト規制

リスト規制とは、輸出しようとする物が品目や機能・仕様などを定めた輸出令別表第1の1~15項に該当する場合、又は提供しようとする技術が外為令別表の1~15項に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度です。

各項での規制品目は

- 1項 : 武器及び大量破壊兵器
- 2項 : 核兵器関連
- 3項 : 生物・化学兵器関連
- 4項 : ミサイル関連
- 5~15項 : 通常兵器関連

### 1.4 キャッチオール規制

キャッチオール規制は、前記のように品目や機能・仕様などを定めたリスト規制には該当しなくても輸出令別表第1もしくは外為令別表の16の項に該当する場合で、需要者や用途が大量破壊兵器や通常兵器(用途のみ)の製造等に関わっていた場合、輸出許可が必要となる制度で、「大量破壊兵器キャッチオール規制」と「通常兵器キャッチオール規制」の2種類があります。

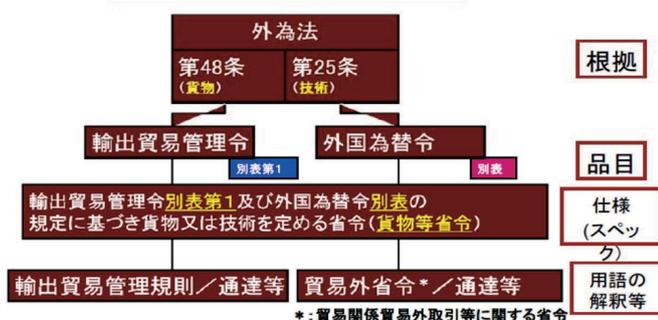
大量破壊兵器キャッチオール規制では、「客観要件」と「インフォーム要件」の2つの要件により規制されています。この2つの要件のどちらかに該当する場合には、許可申請が必要となります。

### 1.5 役務提供(技術の提供)

技術の提供とは技術(情報)の伝達行為で、規制対象行為として、以下の2つの類型があります。

1. 技術を特定国(=外国)において提供
  - ・提供者は全ての者(「居住者若しくは非居住者」)
  - ・「誰でも」から「誰でも」へ
2. 技術を特定国の非居住者に対して提供

## 1.2日本の輸出管理法令



© CISTEC 2018.All Rights Reserved.

- ・提供者は居住者
- ・非居住者が国内に所在する場合でも対象となるので、提供相手が「居住者」か「非居住者」であるかの確認が重要です。

### 居住者・非居住者の判定

	個人		法人等
	日本人	外国人	
居住者	(a)日本に居住 (b)日本の在外公館に勤務	(a)日本にある事務所に勤務(外国人の採用) (b)日本に入国後6ヶ月以上経過	(a)日本にある日本法人等 (b)日本にある外国法人の支店/事務所等 (c)日本の在外公館
非居住者	①外国にある日本法人に勤務 ②2年以上外国に滞在する目的で出国 ③2年以上外国に滞在 ④上記①～③で一時帰国し、日本での滞在期間が6ヶ月未満	①外国に居住 ②外国政府/国際機関の公務を帯びる者 ③外国で任命/雇用された外交官/領事官/随員/使用人	①外国にある外国法人等 ②外国にある日本法人の支店/事務所等 ③日本にある外国政府の公館/国際機関 ④米軍隊/国際連合軍隊等及びその構成員/家族/販売機関等

注:詳細は、外国為替法第4条の解釈及び運用について(居住者の判断基準)による

- ② リスト規制の内容は、改正されることがあります。最新の法令に基づく判定(該当/非該当)を行うこと
- ③ 装置に組み込まれている部品についても判定を行うのか?(運用通達)・部品の価格が装置の価格の10%以下であれば“主要な要素”とは言えず、部品の判定は不要となる
- ・10%超でも、分離しがたい状態にあれば判定は不要。
- 例) 半田付け電子部品

### 2.2 該非判定方法と事例

経産省のHPを活用した該当項番の検索方法の紹介と、該非判定事例として、ゲートバルブとCVD装置を取り上げ、判定ツールを使った判定方法についての具体的説明がありました。

### 3. 最近の動向

#### 3.1 フィリピン輸出管理の動向

フィリピンの輸出管理は、2015年11月に戦略貿易管理法(STMA)が成立したが施行は遅れている。2018年11月に運用ガイダンス公表予定である。

(法整備の流れ)

- 2015年11月 戦略貿易管理法(STMA)成立
- 2017年8月31日 戦略貿易管理法(STMA)履行規則・細則(IRR)承認
- 2018年10月10日 IRR施行開始
- 2018年11月頃 戦略貿易管理制度 運用ガイダンス公表予定

#### 3.2 EAR違反事例紹介

中国ZTE社及びその子会社におけるEAR規制対象品の無許可輸出・再輸出が判明。その他以下の違反項目があり、2018年4月15日にDPLに掲載された。

(その他の違反項目)

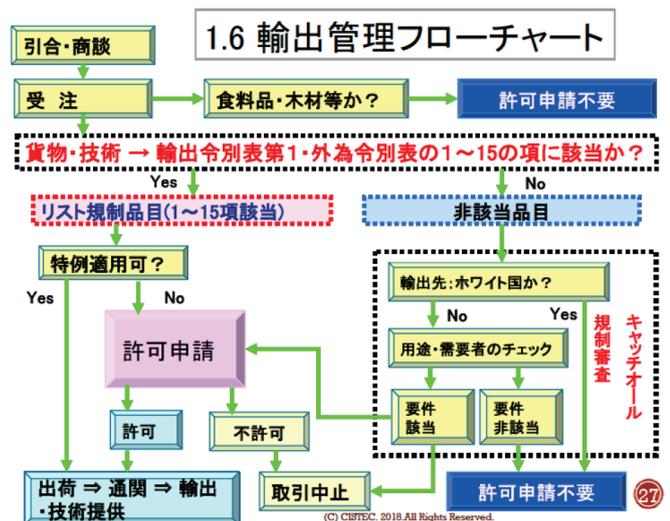
- ・テロ支援国向けの輸出・再輸出で米国の制裁を回避する方法を記載した内部文書の作成
- ・米政府への虚偽の説明、データ・メールの削除
- ・米国製品目のパッキングリストへの不記載等

#### ＜制裁の影響と教訓＞

- ・ZTEの主要事業である端末と通信設備事業は、端末の心臓部であるチップセット調達や、アンドロイドOS利用障害等によりビジネス障害影響大
- ・DPL掲載によりZTEとの取引を避ける企業が続出。事業の継続が困難になる可能性大

□ EAR違反は会社経営に重大な影響を及ぼす可能性がある。

### 1.6 輸出管理フロー



### 2. 該非判定の考え方と該非判定方法

該非判定とは、外為法に基づき、輸出又は提供をしようとする貨物・技術がリスト規制(1～15項)に該当するかを判断することです。

#### 2.1 該非判定における留意点

- ① 以下のようなケースにおいても該非判定は必要となります。
  - ・他社から購入した品目の輸出
  - ・海外子会社向け
  - ・ホワイト国向け
  - ・サンプル品(無償)の輸出
  - ・技術指導の目的で海外駐在

□コンプライアンス意識の徹底、米国輸出・再輸出規制の理解と重要性認識

### 3.3 中国の輸出管理上の懸念

中国との取引においては第三国への拡散や軍事転用の懸念があるため、取引審査は慎重に行うことが重要です。

- ・中国から第三国への拡散（水平方向の拡散）
  - ・北朝鮮、イラン、パキスタン島への核及びミサイルに関する技術及び資機材の拡散
  - ・北朝鮮へのミサイル用大型特殊車両（軍事パレード）
  - ・リビアへの核兵器図面（中国語）
  - ・中国の統治能力の課題
- ・中国における軍事転用（垂直方向への拡散）
  - ・急ピッチの軍の近代化（特に海空軍）
  - ・宇宙の軍事利用（衛星破壊実験等）
  - ・中国政府の国策
  - ・中国軍工四証

人民解放軍が使用する武器装備品の研究開発・製造を請け負う上で、義務付けられている資格 ⇒ 軍工四証（下記）を取得している企業・研究機関は兵器を製造し、人民解放軍と直接または間接に取引をしています

#### 1) 装備承制単位資格認証

人民解放軍と兵器や武器装備品の売買契約などを直接結ぶ上で必須のもの  
（下記3つの資格を有している必要がある）

#### 2) 武器装備科研究生産許可証

武器装備品の科学研究や生産活動に従事する組織に取得が義務付けられているもの

#### 3) 武器装備科研究生産単位保密資格認証

国家機密に関わる武器装備品の科学研究や生産活動に従事する組織に取得が義務付けられているもの

#### 4) 武器装備質量管理体系認証

武器装備品の研究開発・製造などの関連任務を引き受ける能力（品質管理システム）があることを証明するもの

2017年の軍工四証制度改革で装備承制単位資格申請者の負担が軽減されています。

（コスト削減、期間短縮など）⇒ 軍民融合が益々進むものと思われます。

講義終了後も閉場時間ぎりぎりまで質問が行われ成功裏に終了しました。

貿易専門委員会では引き続き定期的に講習会を予定しており、12月は「中国貿易説明会（中級編）」を開催致しました。2月も「航空危険物講習会」を予定しております。是非ご参加下さい。

（貿易専門委員会 関口 晃）

